

全庁的な税外未収金対策について（協議）

1 現状（概要）

平成 22 年度末において収入未済額は約 133 億円となり、その内訳は県税約 68 億円、県税以外約 65 億円であり、その解消は県財政運営上大きな課題になっています。

このうち、税外の収入未済対策については、貸付金、負担金、使用料、弁償金、代執行費等多種多様であり、所管室は 20 以上の所属（11 部局）と多岐にわたることから、それぞれが独自に取り組み、これまでは全庁的に統一された取組がなされていませんでした。

このことから、平成 24 年度組織改正において、「税務・債権管理課」を設置し、税外未収金対策として、全庁的な対応策を検討することとしています。

2 対策における各部局との役割分担

- (1) 税外未収金の対応にあたっては、関係部局が所管する債権の種類が公債権・私債権など多種多様であり、かつそれぞれの部局の収入未済対策の取組状況は一様でないことから、全庁的な収入未済対策について各部局と連携して対応を検討することが不可欠と考えています。
- (2) 今後、関係部局における貸付事業などの運営と債権の管理を適切に行っていくためには、所管部局が債権の発生から回収までを通して、主体的に責任を持って対応することが必要であり、それぞれの事業を行う所管部局が債権回収の責任を担うという原則を変えるものではありません。

3 今後の予定

収入未済債権に対する全庁的な取組の枠組みの構築を推進し、所管部局の収入未済額が縮減するよう取り組んでいきます。

- ・三重県債権管理推進会議（仮称）の設置・・・・・・・・・・5月末
- ・全庁的な債権の実態把握・課題の整理・・・・・・・・・・8月頃を目途

（今後、債権管理推進会議の場で議論）

- ・課題に対する解決策及び全庁統一的な債権管理のルール策定
- ・債権として回収できる案件か不納欠損処理を行う案件かに仕分けするルールの策定など

三重県債権管理推進会議設置要綱（案）

1 目的

三重県が保有する債権は、県民の貴重な財産であり、その管理に万全を期す必要がある。債権管理の適正化をより一層推進するため、債権管理に係る各部局間の連携を強化するとともに、その連携内容や具体的な対応方策を検討するための三重県債権管理推進会議（以下「債権管理推進会議」という）を設置する。

2 所掌事務

債権管理推進会議は、全庁の債権管理に係る情報の共有化を図るとともに、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 三重県が保有する税外債権に関する状況把握
- (2) 債権管理に係る方針の作成
- (3) その他債権管理の一層の適正化の推進に係る事項

3 組織

- (1) 債権管理推進会議は、別表 1 に掲げる職にある者により構成する。
- (2) 必要に応じて、(1) に掲げる者以外の者を債権管理推進会議の構成に加えることができる。
- (3) 税外債権の債権管理に伴う庁内の連絡調整を円滑に行うため、別表 2 に掲げる各部局等の主管課長等で構成する連絡調整会議を設置する。
- (4) 債権管理推進会議の座長は、総務部担当副知事とし、連絡調整会議の座長は総務部財政運営担当副部長とする。

4 事務局

債権管理推進会議、連絡調整会議の事務局は、総務部税務・債権管理課が行う。

附則

この要綱は、平成 24 年 5 月 日から施行する。

別表1 【債権管理推進会議】

副知事（総務部担当）（座長）

関係部長（教育長・警察本部長・企業庁長・病院事業庁長を含む）
（議会事務局長・人事委員会事務局長・監査委員事務局長を除く）

別表2 【連絡調整会議】

総務部副部長（財政運営担当）（座長）

防災対策部	防災対策総務課長
戦略企画部	戦略企画総務課長
○総務部	総務課長
	法務・文書課長（法令審査・訟務関係）
	財政課長（決算関係）
	税務・債権管理課長（事務局）
	税収確保課長（国税徴収法関係）
○健康福祉部	健康福祉総務課長
○環境生活部	環境生活総務課長
地域連携部	地域連携総務課長
○農林水産部	農林水産財務課長
○雇用経済部	雇用経済総務課長
○県土整備部	県土整備財務課長
○出納局	出納総務課長
○企業庁	財務管理課長
○病院事業庁	県立病院課長
○教育委員会	予算経理課長
○警察本部	会計課長

※部局名の○印は平成22年度決算で未収金が発生している部局。